小児慢性特定疾病医療費助成の更新申請手続きについてのご案内

更新受付期間　令和７年１２月１日（月）～　令和８年３月３１日（火）

以前送ったものから変更点がありますので、必ずご確認ください！

- 現在の受給者証の有効期限は令和８年３月 31 日です。以降も助成を希望される方は、必要書類をそろえて保健所へ提出してください。なお、更新申請をされるかどうかにつきましては、任意であることを申し添えます。
- 県庁での医療意見書の審査および交付までに、２か月以上かかります。４月１日までに受給者証をお届けするために、令和８年１月末までに申請をお願いします。
  ※２月以降の申請の場合、４月１日までに発行されません。また、12 月・１月の申請でも、審査状況によっては４月１日までに発行されない場合がありますので、できる限りお早めの申請をお願いします。
- 患者が 18 歳以上（申請日時点）で継続希望の方は、必ず期間内に更新手続きをしてください。
  ※18 歳以上の方は法令により新規申請ができないことから、有効期間切れ後は再新規申請ができませんので、ご注意ください。
- 半田保健所 または 美浜駐在で申請手続きをしてください。

申請の際に必要となる書類

全員に必要となる書類

① 小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書
② 医療意見書（診断書）
③ 「世帯全員の住民票の写し」の原本
④ 個人番号（マイナンバー）確認書類
⑤ 公的医療保険の加入状況の確認書類
⑥ 令和７年度の市町村民税の課税状況が確認できる書類
⑦ 現在お使いの受給者証
⑧ 令和６年度および令和７年度の自己負担上限額管理表 または 過去１年分の領収書

次ページ以降も、
必ずご確認をお願いします。

該当者のみ必要な書類

⑨ 重症患者認定申告書（様式第３号）および 身体障害者手帳・療育手帳等の写し
⑩ 人工呼吸器等装着者証明書（様式第４号）
⑪ 同一世帯に他に小児慢性または指定難病の受給者がいる場合、その受給者証の写し
⑫ 市町村民税非課税世帯で申請者の年収が 80.9 万円以下の方のみ提出する「収入を証明する書類」
⑬ 生活保護受給証明書または境界層該当証明書
⑭ 血友病患者の方は、特定疾病療養受領証の写し

〈問い合わせ先〉　半田保健所　総務企画課　電話　0569 - 21 - 3341
半田保健所　美浜駐在　電話　0569 - 82 - 0078

全員必要な書類

① 小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書

申請当日に保健所でお渡しします。住所等予め印刷済みのものです。

② 医療意見書　（診断書）

指定医師作成で、作成から概ね３か月以内のもの。同封の「医療意見書（診断書）作成依頼票」に氏名等記入の上、作成依頼してください。

③ 「世帯全員の住民票の写し」の原本

※個人番号記載有りの場合、④と兼ねることができます。

役場で取得してください。続柄有りで、交付から３か月以内のもの。

④ 個人番号（マイナンバー）の確認

以下いずれかで対象者(★)全員分確認いたします。

ア：マイナンバーカード

イ：個人番号の通知カード

ウ：個人番号記載有りの住民票の写し(③と同じ)

⑤ 加入医療保険情報の確認　**！変更有り！別紙もご確認ください。**

従来の「保険証」の廃止に伴い、以下いずれかで対象者(★)全員確認します。

⑤－１：以下いずれかの紙の証明を提出

ア：「資格確認書」の写し

イ：「資格情報のお知らせ」の写し

ウ：マイナポータルから取得した「医療保険の資格情報 pdf」

エ：マイナポータルの「資格情報」画面のスクリーンショット

取得方法は４ページを参考にしてください

⑤－２：個人番号（マイナンバー）情報連携を利用

⑥ 令和７年度の市町村民税の課税額が確認できる書類

※源泉徴収票、確定申告書では受付できません。

※１月１日時点で指定都市(名古屋市等)に住所を有していた方は「ア：所得・課税証明書」しか受付できません。

以下いずれか対象者(★)全員分ご提出ください。

ア：所得・（非）課税証明書［役場で取得］

イ：給与所得等に係る特別徴収税額決定通知書［お勤め先より］

ウ：市町村民税の税額決定・納税通知書［市町村より］

（★）④、⑤、⑥の提出が必要な対象者は下表のとおりです。

加入医療保険の種別	④マイナンバーおよび⑤保険情報確認の対象者	⑥所得・課税証明書の提出が必要な対象者
被用者保険	被保険者と患者	被保険者のみ ※患者が 18 歳以上で被保険者が非課税の場合は、患者の分も ※患者が 18 歳未満で被保険者かつ非課税の場合は、保護者の分も
国保・国保組合	住民票の同一世帯上で同じ保険に加入する全員分	住民票の同一世帯上で同じ保険に加入する者のうち、高校２年生以上の方全員分 （高校１年生以下は省略可能）

⑦ 現在お使いの受給者証

⑧ 令和６年度および７年度の自己負担上限額管理表 または 過去１年分の領収書

医療費総額が５万円／月を超える月が年間６回以上ある方は「高額治療継続者」として、自己負担上限額が軽減される「重症患者認定特例」に該当します。特例該当有無を確認するので、お持ちください。対象期間は申請月から遡って 12 か月です。

該当者のみ必要な書類

⑨　重症患者認定申告書（様式第３号）と 身体障害者手帳・療育手帳等の写し

本申告が承認されると、「重症患者認定特例」に該当し、自己負担上限額が軽減されます。申告に当たっては、主治医と相談してください。現在重症患者認定特例に非該当の方も、身体障害者手帳・療育手帳をお持ちの方は該当する場合がありますので、ご提示ください。（様式は、現在該当の方のみ同封しています。）

⑩ 人工呼吸器等装着者証明書（様式第４号）

本証明書は、医師に作成をご依頼ください。該当される場合、自己負担上限額は500円で認定されます。

⑪ 同一世帯に他に小児慢性または指定難病の受給者がいる場合、その受給者証の写し

医療保険上の同一世帯内に、別に小児慢性または指定難病の受給者証を所有する方がいる場合、世帯内按分特例に該当し、自己負担上限額が軽減されます。該当する受給者証をご提示ください。

⑫　市町村民税非課税世帯で申請者の年収が80.9万円以下の方のみ提出する「収入を証明する書類」

市町村民税非課税世帯かつ、申請者（※１）の収入が 80.9 万円以下で、「低所得Ⅰ（自己負担上限額1,250円）」で認定を受ける場合、以下該当するものをすべてご提出ください。

ア：患者が18歳以上で被用者保険の被保険者が非課税の場合、患者の所得・(非)課税証明書

イ：患者が18歳未満で被用者保険の被保険者かつ非課税の場合、保護者の所得・（非）課税証明書

ウ：非課税世帯の申請者（※１）が以下に該当する給付金を受けている場合、その証明の写し（※２）

・障害年金、遺族年金、寡婦年金　・労災障害補償給付　・特別児童扶養手当
・障害児福祉手当　・特別障害者手当
・国民年金法等の一部を改正する法律附則第97条第1項の規定による福祉手当

（※１）申請者は、患者の年齢・加入医療保険により異なります。下表を参考にしてください。

患者	加入医療保険	申請者
18歳以上	（どれでも）	患者本人
18歳未満	被用者保険	被保険者
	国保・国保組合	加入者のうち、収入が一番多い保護者

（※２）「証明の写し」とは、以下いずれかをご用意ください。

ⅰ）令和６年１月から12月の振込額が分かる通帳の写し

ⅱ）令和６年度および令和７年度の年額決定通知書等の写し ※２ヵ年度分必要です。ご注意ください。

⑬ 生活保護受給証明書または境界層該当証明書

生活保護受給者または境界増該当の方は証明書をご提出ください。

⑭　＜血友病患者の方＞　「特定疾病療養受領証」の写し

血友病の方は、所得・課税証明書は提出不要です。

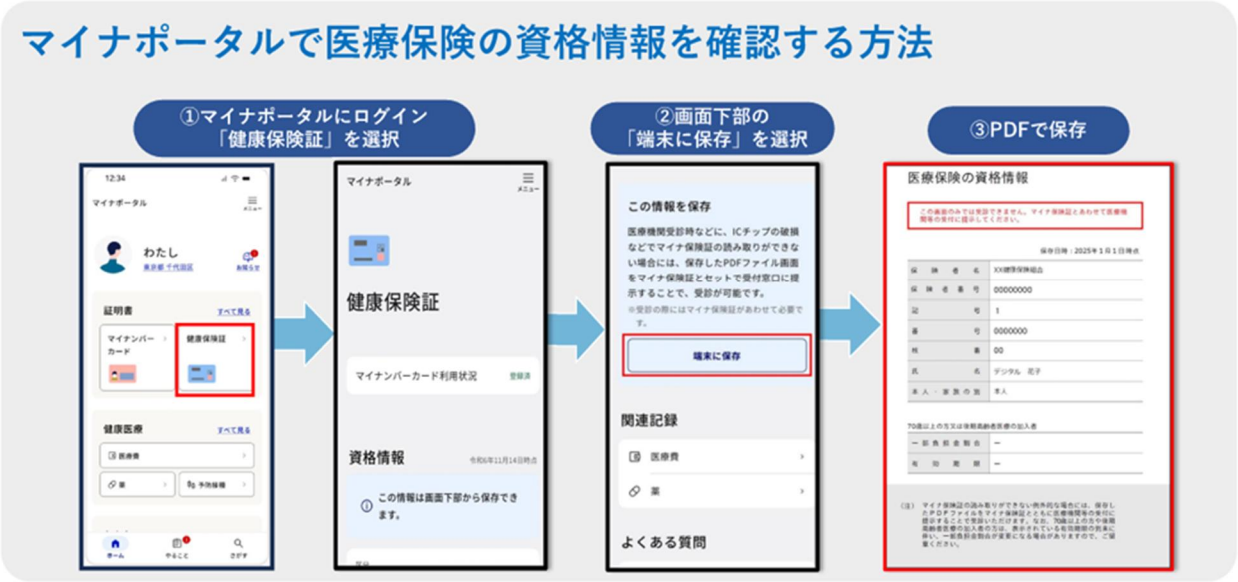

＜参考＞

階層区分	階層区分の基準		患者負担割合：２割 自己負担上限月額 （外来＋入院＋薬代＋訪看等）		
			一般	重症患者 （※１）	人工呼吸器等 装着者 （※２）
生活保護 （A）	①生活保護受給者 ②血友病患者 ③中国残留邦人対象世帯 ④境界層減免対象世帯		0		
低所得Ⅰ （Ｂ１）	市町村民税 非課税世帯	申請者の年収 80 万９千円以下	1, 250		500
低所得Ⅱ （Ｂ２）		申請者の年収 80 万円９千円超え	2, 500		
一般所得Ⅰ （Ｃ１）	市町村民税課税以上 所得割 7. 1 万円未満		5, 000	2, 500	
一般所得Ⅱ （Ｃ２）	市町村民税（所得割） 7. 1 万円以上 25. 1 万円未満		10, 000	5, 000	
上位所得 （D）	市町村民税（所得割） 25. 1 万円以上		15, 000	10, 000	
入院時の食事療養費			１／２自己負担		

※１　「重症患者」とは、次のⅠまたはⅡに該当する方です。

Ⅰ）高額治療継続者　：医療費総額が５万円／月を超える月が年間６回以上ある場合。

Ⅱ）重症患者認定基準：「重症申告書」の「基準①」または「基準②」に該当する場合。

※２　「人工呼吸器等装着者」とは、人工呼吸器又は体外式補助人工心臓を常時使用している方が対象です。